

水道工事における管材費の設計積算基準の見直しについて

平成 29 年 7 月 1 日以降、盛岡市上下水道局が発注する送配水管工事の設計積算基準の一部を見直します。この見直しは、厚生労働省が策定する平成 29 年度水道施設整備費に係る歩掛表に基づき実施するものです。

【一部見直しの内容】

1 間接工事費の算出に用いる管材費の定義の明確化について

これまで間接工事費の算出に用いる「管材費」は【管および弁類等の費用】とされていたが、厚生労働省が策定する水道施設歩掛表の見直しにより、「管材費」が次のとおり明確化された。

- ・ 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の内面が水に接するもの。

このことから管材費以外の「材料費」はきょう類、さや管類、外面被覆材等の直接水に接しないものとして区分した。

【間接工事費等の項目別対照表】

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対 象 額		対 象 額	直 接 工 事 費 + 共 通 仮 設 費 = 純 工 事 費	純 工 事 費 + 現 場 管 理 費 = 工 事 原 価
項 目				
	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	○
	桁 等 購 入 費	×	○	○
	処 分 費 等	処分費等 (投棄料・上下水道料金・有料道路利用料)		
支 給 品 等	管 材 費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×
	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×
	電 力	○	○	×
	無償貸付機械等評価額	○	○	×
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
	現 場 発 生 品	×	×	×

(注) イ) 省略。

<追記>ロ) 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。

<追記>ハ) 材料費とは、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用を言う。

二) 省略。